官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（総務二八、三〇）　一
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同二九、三一）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会八、九）　二

法規的告示

○総務省告示第二十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	令和八年一月二十三日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	公明党（こうめいとう）
異動事項	新
	旧
代表者の氏名	菊地とし子
	斉藤　鉄夫

○総務省告示第二十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	令和八年一月二十三日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	公明党（こうめいとう）
異動事項	新
	旧
代表者の氏名	菊地とし子
	斉藤　鉄夫

○総務省告示第三十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百九十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	令和八年一月二十三日
異動の届出政党その他の政治団体の名称	立憲民主党（りっけんみんしゅとう）
異動事項	新
	旧
代表者の氏名	水岡　俊一
	野田　佳彦